

# ○追手門学院中・高等学校PTA規約

(平成19年5月8日制定)

## 第1章 総則

**第1条** 追手門学院教育振興会（以下「教育振興会」という。）会則第5条に基づき、追手門学院中・高等学校PTA（以下「本会」という。）をおく。

## 第2章 目的及び活動

**第2条** 本会は会員相互の協力により、学校及び家庭における教育に関して理解を深め、本校教育の充実発展と生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

**第3条** 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 学校と生徒との緊密な連絡によって、生徒の生活を指導する。
- (2) 教育環境を整備充実し、生徒の学習と健康の増進をはかる。
- (3) 会員相互の研修と親睦をはかる。
- (4) その他必要な活動を行う。

## 第3章 方針

**第4条** 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会の名において営利的企業を支持することも、いかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。本会および本会の役員は、その名において、これらの活動を目的とする社会団体およびその事業に関係を持ってはならない。
- (2) 本会は生徒の福祉を増進することに寄与する他の社会的団体および機関と協力する。
- (3) 本会は学校の活動を助けるために、これに対し意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。

## 第4章 会員

**第5条** 本会の会員は、追手門学院中・高等学校に在籍する生徒の保護者ならびに同校に勤務する教職員とする。

**第6条** 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

**第7条** 会員は追手門学院中・高等学校PTAの精神を理解し、学校の活動を尊重する。

## 第5章 会計

**第8条** 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

**第9条** 本会の会計は、教育振興会会則に定める総会（以下「総会」という。）において議決された予算に基づいて執行され、決算は会計監査を経て総会で承認を得なければなら

ない。

**第10条** 予算の編成ならびに執行については内規によって定める。

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

**第11条** 本会の慶弔規程は内規によって定める。

**第12条** 寄付金の醸出を求める場合は、総会において承認を得なければならない。

#### **第6章 P T A特別積立金**

**第13条** 追手門学院中高等学校の施設設備の維持・向上を目的とした補助を行うため

P T A特別積立金(以下「積立金」という。)を徴収する。

2 積立金の金額及び徴収方法は、別に定める。

#### **第7章 役員**

**第14条** 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 書 記 1名

(4) 会 計 2名

(副会長、会計各1名は、原則として中学校会員から選出する。)

**第15条** 会長は、校長が選出し、実行委員会の議を経て、校長がこれを委嘱する。

**第16条** 副会長、書記及び会計は、実行委員会において選出し、会長がこれを委嘱する。

**第17条** 役員任期は1ヵ年とし重任を妨げない。

**第18条** 役員就任は毎年4月1日とする。

**第19条** 役員任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(3) 書記は会務を処理し、記録等の作成にあたる。

(4) 会計は経理事務を掌る。

#### **第8章 会計監査**

**第20条** 本会の会計を監査するために、監査委員をおく。

**第21条** 会計監査委員は2名とし別に定める方法によって実行委員会にて選出される。

なお、監査委員任期は毎年4月1日から1年間とする。

**第22条** 会計監査委員は会計の執行状況を監査し、実行委員会にその結果を報告しなければならない。

**第23条** 会計監査委員は必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

**第24条** 会計監査委員は実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

#### **第9章 役員及び会計監査委員の選出**

**第25条** 役員及び会計監査委員の候補者を指名し実行委員会で推薦する場合は、役員会計監査委員候補者指名委員会を設ける。指名委員会の構成及び委員の選出は内規で定める。

**第26条** 役員候補者を指名する場合は、事前に本人の承諾を得なければならない。

#### **第10章 委員会**

**第27条** 本会に実行委員会を設ける。

2 実行委員会は、本会の役員、学級委員会の各学年委員長及び他の委員会・特別委員会の委員長、並びに学校長、副校長及び教頭をもって構成する。

3 実行委員会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

**第28条** 実行委員会は会の重要な事案について審議すると共に、会務の企画、執行にあたる。

**第29条** 本会に次の委員会を設ける。

- (1) 学級委員会
- (2) 専門委員会
- (3) その他

**第30条** 特別な事項について必要あるときには特別委員会を設ける。

**第31条** 特別委員会の任務及び必要事項は実行委員会で決定する。特別委員会は任務を終るときに解散する。

**第32条** 委員会の構成及び委員の選出は内規によって定める。

**第33条** 各委員会は必要に応じて開催し、各委員の任期は毎年4月1日から1ヵ年とする。

**第34条** 学校長及び教頭はいかなる委員会にも出席し、意見を述べることができる。

#### **第11章 PTA総会**

**第35条** 会長は、PTA総会を年2回開催し、事業計画等の重要な事項を審議決定する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時にPTA総会を開くことができる。

#### **第12章 改正**

**第36条** この規約の改正は、教育振興会に定める役員会の議を経て、総会の承認により行う。

#### 附 則

本規約は平成19年4月1日より施行する。

P T A規約は、平成19年3月31日をもって廃止する。

(この「P T A規約」とは、追手門学院小学校、大手前中・高等学校、中・高等学校合同のP T A規約を指す。)

#### 附 則

- 1 この規約は、平成26年7月5日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、旧規定により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとし、その者の任期は、平成27年3月31日までとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 追手門学院中・高等学校P T A実行委員会構成に関する規約は、平成27年3月31日をもって廃止する。

#### 附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。